

府消委第 39 号
令和 5 年 3 月 9 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

消費者委員会
委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和 5 年 3 月 8 日付け消表対第 269 号をもって当委員会に諮問のあった不当景品類及び不当表示防止法第 5 条第 3 号の規定に基づく指定については、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

以上